

1 制度の趣旨

農業生産条件の不利な中山間地域等において、高齢化等による荒廃農地発生¹の未然防止や多面的機能の維持・確保を図るため、集落等を単位に協定を締結し、それにしたがって継続的な農業生産活動を行う場合に、面積に応じて交付金を交付する制度。

2 対象者

集落で農地の管理方法や役割分担を取り決めた「集落協定」を締結し、5年間以上農業生産活動等を行う農業者等

※集落協定の締結が困難な農用地で、認定農業者等の個人の農業者が作業受託等により農用地の管理を行う「個別協定」もある。



3 対象地域

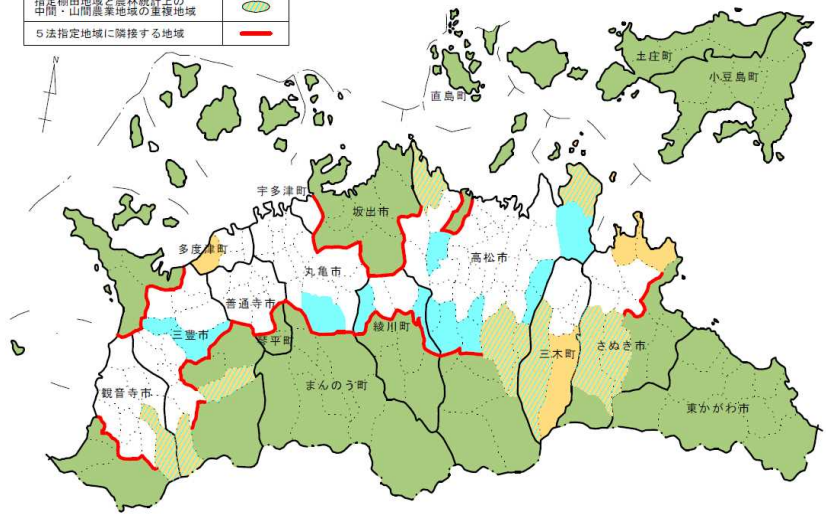
(1) 通常地域

5法指定地域(特定農山村法、山村振興法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、離島振興法、半島振興法)および棚田地域振興法の指定地域

(2) 特認地域

県知事が指定する地域(農林統計上の中山間地域、5法指定地域に地理的に接する農用地)

5法指定地域	
指定棚田地域	
農林統計上の中間・山間農業地域(H29年度改正)	
指定棚田地域と農林統計上の中間・山間農業地域の重複地域	
5法指定地域に隣接する地域	



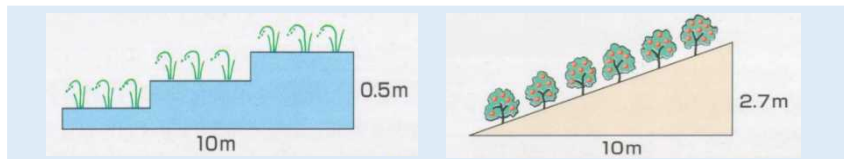
(令和4年12月時点)

4 対象となる農用地

「農業振興地域の整備に関する法律」に規定される「農用地区域」内で、次の傾斜基準を満たす1ヘクタール以上の農用地(畦畔を含める)。

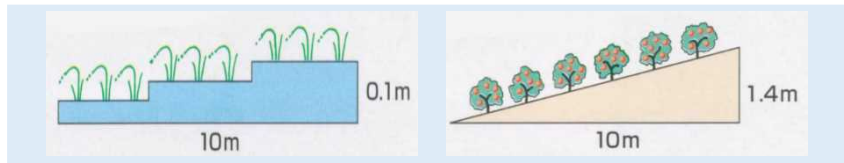
(1) 急傾斜農用地

田：1/20 以上
畑・草地等：15 度以上



(2) 緩傾斜農用地

田：1/100 以上
畑・草地等：8 度以上



※市町、地域によっては、緩傾斜は対象外としている場合がある。

5 交付単価 (10a 当たり)

地目	傾斜区分	体制整備単価	基礎単価
田	急傾斜	21,000 円	16,800 円
	緩傾斜	8,000 円	6,400 円
畑	急傾斜	11,500 円	9,200 円
	緩傾斜	3,500 円	2,800 円

※基礎単価は、体制整備単価の8割。

6 農業生産活動

(1) 「基礎単価」の活動

- 集落マスタープランの作成
- 農業生産活動等 耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動
- 多面的機能を増進する活動 周辺林地の除草刈り、景観作物の作付け など

(2) 「体制整備単価」の活動

- 集落戦略の作成 集落戦略とは、協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で話し合いを行いながら作成する**集落全体の指針**。※協定期間中に完成させる必要がある。

【集落戦略のイメージ】 ※作成しやすいよう基本的に「○」を記入する形式。

【記載例】

1. 集落戦略（協定農用地の将来像）

①それぞれの農地の将来像について該当する箇所に「○」を記入して下さい。

地番	地目	面積 (㎡)	現況	管理者	農用地の将来像(6-10年後を想定して記入)							
					管理者が引き継ぎ継続する	後継者が耕作を継承する	担い手等に引き継ぎ受けてもらう予定(受け手が決まっている)	担い手等に引き継ぎ受けてもらうことを希望(受け手が決まっていない)	農産物の生産・加工・販売等を行う	中継管理・対等管理のあり方	その他(具体的に記載)	
100-1	田	800	耕作	農林 太郎	○							
100-2	畑	500	耕作	農林 次郎		○						

2. 集落戦略（集落の将来像）

2-1 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状（複数可）

集落の現状	担い手の詳細
担い手等が確保できており、耕作を継続していく	農業者(協定内)【具体名:○○】※ 農地所有権持法人、農業生産組織等(協定内)【具体名:○○】※ 農業者(協定外)【具体名:○○】※ 農地所有権持法人、農業生産組織等(協定外)【具体名:○○】※
担い手等が確保できていないが、すべての委託希望は受けられない	農業者(協定内)【具体名:○○】※ 農地所有権持法人、農業生産組織等(協定内)【具体名:○○】※ 農業者(協定外)【具体名:○○】※ 農地所有権持法人、農業生産組織等(協定外)【具体名:○○】※
○ 担い手等が確保できていない	
○ 耕作を継続していきたいが、耕作条件が悪い	
○ 耕作を継続していきたいが、法面や水路・農道等の管理が重要な負担となっている	
○ 高齢化が進んでおり、耕作意欲が低下している	
○ 集落の自治(コミュニティ)機能が低下しており、生活に支障・不安が生じている(具体的に記載)	
○ その他(自由記載)	

※【具体名:○○】は記載が可能な場合に記入

②「○」及び必要に応じて具体名を記入して下さい。

2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性（複数可）

対策の方向性	担い手の詳細
耕作放棄の懸念はなく、集落の課題がないことから、対策は不要	協定内で担い手を育成・確保 農業者 農地所有権持法人、農業生産組織等 新規就農者
○ 協定外で担い手を確保	農業者(協定外) 農地所有権持法人、農業生産組織等(協定外)
○ 集落機能等により耕作条件を改善	
○ 農産物の高付加価値化により所得の向上を図る	
○ 新たな作物の導入により所得の向上を図る	
○ 省力化技術の導入や外注化等により労働負担の軽減を図る	
○ 耕作継続が困難な農用地の林地化	
○ 放牧利用による農用地の管理	
○ 鳥獣被害防止対策の実施	
○ 集落の自治(コミュニティ)機能の強化	
○ その他(自由記載)	

2-3 具体的な対策に向けた検討（複数可）

※「2-2集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

検討を要する事項
○ 特に懸念はなく、協定参加者で実施していく
○ 協定参加者だけでは検討が困難であり、外部(市町村・都道府県を含む)からの助力を得たい
○ 他の協定との広域化を考えた
○ 中山間地域等直接支払交付金の加算措置を活用したい
○ 対策に活用可能な補助事業等を紹介してほしい
○ その他(自由記載)

2-4 今後の対策の具体的な内容及びスケジュール（つまり次記載）

※「2-2集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

【記載例】
令和2年度から「農地耕作条件改善事業」により、小区画農地の整地整備を実施する予定。

2-5 農業生産活動等の継続のための支援体制（第5期対策の期間中に、協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制）

第5期対策期間中の農業生産活動等の継続のための支援体制
○ 農地所有権持法人が支援する【具体名:○○】
○ JIAが支援する【具体名:○○】
○ 集落営農組織が支援する【具体名:農林水産営農法人】
○ 農業者が支援する【具体名:○○】
○ 協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う
○ その他(自由記載)

※上記の支援体制によってもなお、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、集落協定や条例等は、速やかに市町村、農業委員会等に当該農用地に対する利用権の認定等又は農作業受委託の発注等を申し出ることとする。
※結果として、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、当該農用地のみ、交付金の返還が必要(本人の病気や高齢化、多額の病気など、不可抗力等の場合は交付金の返還は免除)。

7 交付金の使途

農用地の面積に応じた個人配分のほか、共同利用機械の購入（積立も可能）、鳥獣害防護柵設置の資材代、活動参加者への日当等、幅広い用途に使うことが可能。

8 加算措置 ※各加算に取り組む場合は、体制整備単価に取り組むとともに、目標を設定し、達成することが条件。

(1) 棚田地域振興活動加算【加算額：10a 当たり 10,000 円】

国から棚田地域振興活動計画の認定を受けた上で、棚田地域の振興を図る場合に加算。
＜対象農地＞ 「保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、急傾斜の農用地

(2) 超急傾斜農地保管理加算【加算額：10a 当たり 6,000 円】 ※基礎単価でも取組可。

超急傾斜地の農用地の保全に加え、農産物の販売促進などに取り組む場合に加算。
＜対象農地＞ 超急傾斜農地（田 1/10 以上、畑 20 度以上の農地）

(3) 集落協定広域化加算【加算額：10a 当たり 3,000 円】

他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結（広域化）する場合に加算。

(4) 集落機能強化加算【加算額：10a 当たり 3,000 円】

新たな人材の確保や集落機能(営農に関するもの以外)を強化する取組を行う場合に加算。

(5) 生産性向上加算【加算額：10a 当たり 3,000 円】

生産性向上を図る取組を行う場合に加算。